

「新潟県病院事業の取組方針（改定版）」（案）に対する意見募集の結果【案】**1 意見募集期間**

平成 29 年 2 月 24 日（金）～平成 29 年 3 月 15 日（水）

2 意見の提出状況

- (1) 意見提出者 2 人
- (2) 意見件数 15 件
- (3) 主な意見
 - 取組方針について（3 件）
 - 県立病院の現状と課題（1 件）
 - 県立病院が目指すもの（2 件）
 - 臨床研修医受入（1 件）
 - 持続可能な経営に向けた取組（1 件）
 - 経営指標及び目標値（1 件）
 - 検討体制（1 件）
 - 改革に向けた取組姿勢（1 件）
 - その他（4 件）

3 意見の反映状況

I 反映したもの	1 件	} 意見反映件数 6 件
II 一部反映したもの	4 件	
III 既に記述済みのもの	1 件	
IV 今後の検討課題とするもの	1 件	
V その他記述を変更しなかったもの	8 件	

「新潟県病院事業の取組方針（改定版）」（案）についての県民意見と県の対応【案】

【意見の反映状況】

I：反映したもの II：一部反映したもの III：既に記述済みのもの IV：今後の検討課題とするもの
V：その他記述変更しなかったもの

区分	番号	意見・要望	県の対応【案】	反映状況
取組方針について	1	この書き物のタイトルは、近隣の県に倣って、「新潟県立病院の経営改革プラン」と変更してはどうか。 それだけでも、市町村立病院は対象外であること、経営改革の方針であることがタイトルから分かる。	平成21年度に策定し、公立病院改革プランの性格を有する「新潟県病院事業の取組方針」を改定することで、新公立病院改革ガイドラインに対応することとしております。	V
	2	現行の取組方針の実現状況を評価して、主な評価点を記述。それを踏まえて本案が作成されることを証明するため。	ご意見を踏まえ、記述を見直します。	II
	3	「県が策定する『新潟県地域医療構想』」は、「県が策定する医療計画の一部である『新潟県地域医療構想』」と記述。医療構想とは、二次医療圏ごとの各医療機能の将来の必要量を検討したものだそうだが、本案が踏まえる基本事項は構想が反映された「新潟県地域保健医療計画」に定められるはず。また、医療構想の概要や踏まえるべき事項を、ページ下に注書きする。	ご意見を踏まえ、記述を修正します。 なお、地域医療構想の概要等については、記述済みです。	I
県立病院の現状と課題	4	これまで県立病院経営が巨額赤字であることが県民に正確に伝わっていなかったと思う。	病院事業会計の決算や予算の状況は、毎年度公表しています。 なお、へき地医療や救急医療、高度専門医療等、公立病院がその役割を果たすために不採算となる部分は、法令等に基づき一般会計が負担するものとされています。そのため、各病院の果たすべき役割を明確化し、一般会計で所要の経費負担が行われたうえで、経常黒字化を目指して経営の効率化に取り組むことが求められています。	V
県立病院が目指すもの	5	「平成27年度 信頼される県立病院づくりのための住民ニーズ調査」の結果、満足度得点が低調であった「診察までの待ち時間」や「接遇向上やイメージアップにかかる取組」の改善について、病院づくりの目標の一つとして明記する。	ご意見を踏まえ、記述を見直します。	II
	6	「ホームページ等を活用した病院情報の発信等により、・・・地域に開かれた病院を目指します。」と記述しているが、「病院情報」を「病院情報や医療事故情報」に改める。現状をみると、医療事故の情報開示は過去1年の案件のみのホームページ掲示であり、公表期間が短い。県病院局は「新潟県立病院医療事故公表基準」等を定めても、現実にホームページでの情報発信に不都合のあるうちは、県民からの信頼などは望めない。 情報開示が信頼獲得の一丁目一番地と認識し、目標に据えていることを明記してはどうか。	「ホームページ等を活用した病院情報の発信等」は、医療事故情報も含め、病院の情報公開に取り組み、地域に開かれた病院を目指すものです。 なお、医療事故の公表は、新潟県立病院医療事故公表基準により、適切に行っております。	V
臨床研修医受入	7	医学部卒業後初期臨床研修医として新潟県で研修する医師数（対人口比）は近隣県に比べ大幅に少ない。	新潟大学医歯学総合病院との連携を強化し、臨床研修医の積極的受入に取り組めます。	III
持続可能な経営に向けた取組	8	今回の経営プラン策定はあくまで経営改善が主で、がんセンター、精神医療センターも経営努力がなければ縮小や廃止も視野に入れるべき。	新公立病院改革ガイドラインでは、公立病院が地域の医療提供体制の中で、適切に役割を果たし良質な医療を提供していくためには、持続可能な経営を実現することが必要であるとされており、県立病院がその役割を果たし続けるために、経営の効率化に取り組めます。	V

区分	番号	意見・要望	県の対応【案】	反映状況
経営指標及び目標値	9	県立病院はそれぞれ性格が異なることから各病院での目標値をまず設定すべきと思う。各病院に目標を立てさせ、その責任で目標達成を目指すべき。	各病院は年度ごとに目標を定めて経営改善に取り組んでいますが、ご意見を参考にして、取組方針を着実に実行するための計画を検討するにあたり、各病院の目標値を検討します。	Ⅳ
検討体制	10	総務省の新公立病院改革ガイドラインが平成27年3月31日に通知されたが、本県においては検討会が昨年11月に始まった。24カ月の期間を有効に使えば、県立病院の抜本的な改革も議論できたと思う。 現在の委員のほとんどは内部関係者のような気がする。いわゆるお手盛案とならないようお願いしたい。	外部有識者と県立病院長等で構成する検討会において、新公立病院改革ガイドラインに示された「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」「経営効率化」「再編・ネットワーク化」「経営形態の見直し」の視点に立った改革を進めるために検討を行いました。	Ⅴ
改革に向けた取組姿勢	11	県立病院経営改革において各指標の改善を目指す前に、現状の根本的原因にメスを入れる必要がある。	新公立病院改革ガイドラインでは、経営指標に係る数値目標の設定が求められています。ご意見については今後、取組を進めるうえで参考とさせていただきます。	Ⅴ
その他 (組織体制)	12	福祉保健部と病院局は意思疎通、共通の危機感を持つなど、十分にできているのか心配。	今後も県福祉保健部と連携し、取組を進めてまいります。	Ⅴ
その他 (文言修正)	13	「・・・通知「公立病院改革の推進について(通知)」」の(通知)は、削除。	ご意見を踏まえ、記述を見直します。	Ⅱ
	14	「『地域医療構想』と整合的であることが求められており」は、通常の言葉である「・・・と整合性がある(とれている)ことが・・・」と書き表す。	「新改革プランは、地域医療構想と整合的であることが求められているもの」という新公立病院改革ガイドラインの記述を引用したものです。	Ⅴ
	15	「半数以上の公立病院が」赤字経営の状況とある、と記述されているが、県立病院に関する書き物なので、「×年×月現在、県立13病院のうち○病院が」と数を明らかに示す。	ご意見を踏まえ、記述を見直します。	Ⅱ